

◎ 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文 目次

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）	1
○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）	4
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）	9
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	10
○ 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）（抄）	11
○ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（抄）	14
○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）	15
○ 国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）（抄）	16
○ 私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）（抄）	16
○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）	18
○ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）	20
○ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）（抄）	21
○ 国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）（抄）	23
○ 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）（抄）	24
○ 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行令（昭和二十八年政令第三百五十五号）（抄）	24
○ 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）（抄）	25
○ 国有林野の管理経営に関する法律施行令（昭和二十九年政令第二百一十号）（抄）	25
○ 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）	25
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）（抄）	26
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）（抄）	26
○ 旅館業法施行令（昭和三十三年政令第五百五十二号）（抄）	27
○ 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）（抄）	27
○ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十三年政令第二百八十三号）（抄）	28
○ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第四百十三号）（抄）	29

○ 駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）（抄）	．．．．．	29
○ 駐車場法（昭和三十二年法律第六号）（抄）	．．．．．	30
○ 住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第二百二十八号）（抄）	．．．．．	30
○ 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）（抄）	．．．．．	31
○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（抄）	．．．．．	31
○ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）	．．．．．	31
○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）（抄）	．．．．．	32
○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）（抄）	．．．．．	32
○ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百一号）（抄）	．．．．．	33
○ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）（抄）	．．．．．	33
○ 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百三号）（抄）	．．．．．	34
○ 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）（抄）	．．．．．	34
○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）	．．．．．	35
○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第一百十号）（抄）	．．．．．	36
○ 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）（抄）	．．．．．	36
○ 都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）（抄）	．．．．．	37
○ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）	．．．．．	38
○ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）（抄）	．．．．．	39
○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）（抄）	．．．．．	39
○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）（抄）	．．．．．	39
○ 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六号）	．．．．．	40
○ 水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）（抄）	．．．．．	40
○ 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第一百十八号）（抄）	．．．．．	40
○ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）（抄）	．．．．．	41
○ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）（抄）	．．．．．	42
○ 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第九号第四号及び第七号の人事委員会又は公平委員会を定める政令（昭和五十三年政令第三百二十	．．．．．	

	四号) (抄)	42
○職員団体等に対する法人格の付与に関する法律 (昭和五十三年法律第八十号) (抄)		43
○地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) (抄)		44
○特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令 (昭和五十三年政令第三百五十五号) (抄)		44
○特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法 (昭和五十三年法律第二十六号) (抄)		44
○国勢調査令 (昭和五十五年政令第九十八号) (抄)		45
○保険業法施行令 (平成七年政令第四百二十五号) (抄)		45
○保険業法 (平成七年法律第五号) (抄)		45
○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令 (平成七年政令第四百二十九号) (抄)		46
○建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成七年法律第二百二十三号) (抄)		48
○過疎地域自立促進特別措置法施行令 (平成十二年政令第七十五号) (抄)		49
○過疎地域自立促進特別措置法 (平成十二年法律第十五号) (抄)		50
○次世代育成支援対策推進法 (平成十五年法律第二十号) (抄)		50
○中央教育審議会令 (平成十二年政令第二百八十号) (抄)		50
○国家行政組織法 (平成二十三年法律第二十号) (抄)		51
○沖縄振興特別措置法施行令 (平成十四年政令第二百二号) (抄)		51
○沖縄振興特別措置法 (平成十四年法律第十四号) (抄)		54
○国有財産法 (昭和二十三年法律第七十三号) (抄)		55
○独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令 (平成十五年政令第三百六十九号) (抄)		56
○独立行政法人日本スポーツ振興センター法 (平成十四年法律第六十二号) (抄)		58
○地方独立行政法人法施行令 (平成十五年政令第四百八十六号)		60
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令 (平成十七年政令第四百四十六号) (抄)		60
○公益通報者保護法 (平成十六年法律第二百二十二号) (抄)		61
○地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令 (平成十七年政令第二百五十七号) (抄)		62
○地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法 (平成十七年法律第七十九号) (抄)		62
○公営住宅法 (昭和二十六年法律第九十三号) (抄)		63

○統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）（抄）	．．．．．	64
○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）	．．．．．	70
○職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）	．．．．．	70
○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）	．．．．．	71
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	．．．．．	72

◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）

※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）による改正後の条文

（定義）

第二条（略）

2～5（略）

6 この法律において「認定こども園」とは、次条第一項又は第三項の認定を受けた施設、同条第九項の規定による公示がされた施設及び幼保連携型認定こども園をいう。

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

8～10（略）

（教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等）

第三条 幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定に基づき都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合）にあっては、都道府県の教育委員会。以下この章及び第四章において同じ。）の認定を受けることができる。

2（略）

3 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育機能施設（以下「連携施設」という。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する連携施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

4（略）

5 都道府県知事は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）及び市町村以外の者から、第一項又は第三項の認定の申請があったときは、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認定の申請をした者が学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）

又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によって、その申請を審査しなければならない。

一 第一項若しくは第三項の条例で定める要件に適合する設備又はこれに要する資金及び当該申請に係る施設の経営に必要な財産を有すること。

二 当該申請に係る施設を設置する者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。次号において同じ。）が当該施設を経営するために必要な知識又は経験を有すること。

三 当該申請に係る施設を設置する者が社会的信望を有すること。

四 次のいずれにも該当するものでないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同年以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下ホ及び第十七条第二項第七号において同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定ことも園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定ことも園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定ことも園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な

影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもののうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認定の取消しが、認定子ども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定子ども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定子ども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととするものが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

へ 申請者が、認定の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ト 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

チ 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへのいずれかに該当する者であるとき。

6 (略)

7 都道府県知事は、第一項又は第三項及び第五項に基づく審査の結果、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合しており、かつ、その申請をした者が第五項各号に掲げる基準（その者が学校法人又は社会福祉法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるとき（その申請をした者が国又は市町村である場合にあつては、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合しているとき）は、第一項又は第三項の認定をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項又は第三項の認定をしないことができる。

一 当該申請に係る施設の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号により当該都道府県が定める区域をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認めるとき。

二 当該申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認めるとき。

三 当該申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになるかを認めるとき。

8・9（略）

（変更の届出）

第七条 認定こども園（第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第五項の規定による公示がされた施設をいう。以下同じ。）の設置者（都道府県を除く。次条及び第十条第一項において同じ。）は、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要として前条の規定により周知された事項の変更（文部科学省令・厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2（略）

◎児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）

※子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）による改正後の条文

第六条の三（略）

②⑧（略）

⑨ この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。）

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものに

⑩ ついて、家庭的保育者の居宅その他の場所（当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

⑪（略）

⑫ この法律で、事業所内保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業

イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体が委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

ハ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定に基づく共済組合その他の厚生労働省令で定める組合（以下ハにおいて「共済組合等」という。）が当該共済組合等の構成員として厚生労働省令で定める者（以下ハにおいて「共済組合等の構成員」という。）の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

⑬～⑭（略）

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

②（略）

第三十四条の八 市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

②④ (略)

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

② (略)

③ 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。

二 当該家庭的保育事業等を行う者（その者が法人である場合にあつては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第三十五条第五項第二号において同じ。）とする。）が社会的信望を有すること。

三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び第三十五条第五項第四号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととするものが相当であると認められるものとして

厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。第三十五条第五項第四号ホにおいて同じ。）が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するため当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ 申請者が、第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

チ ヘに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の前六十日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はハからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

④～⑥ (略)

⑦ 国、都道府県及び市町村以外の者は、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。

第三十五条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）を設置するものとする。

② (略)

③ 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

⑤～⑩ (略)

⑪ 市町村は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前（当該児童福祉施設が保育所である場合には三月前）までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

⑫ 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

第三十九条 保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

② (略)

第四十二条 障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。

一 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与

二 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

第四十三条 児童発達支援センターは、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を日々保護者の下から通わせて、当該各号に定める支援を提供することを目的とする施設とする。

一 福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練

二 医療型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療

第四十四条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第五十六条の四の三 市町村は、次項の交付金を充てて市町村整備計画に基づく事業又は事務（同項において「事業等」という。）の実施をしようとするときは、当該市町村整備計画を、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

② 国は、市町村に対し、前項の規定により提出された市町村整備計画に基づく事業等（国、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所等に係るものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、保育所等の整備の状況その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

③ （略）

◎地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

（政令に定める法定受託事務）

第一条 政令に定める法定受託事務（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項に規定する法定受託事務をいう。）で同条第十項の政令に示すものは、第一号法定受託事務（同条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務をいう。第二百二十三条において同じ。）にあつては別表第一の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務（同法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務をいう。第二百二十四条において同じ。）にあつては別表第二の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりである。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

政 令	事 務

私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）

第一条、第二条第二項及び第三条から第五条までの規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同項の規定により指定都市等が処理することとされている事務

◎地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条（略）

②～⑧（略）

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

⑩ この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

⑪～⑰（略）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
 - 二 民生委員に関する事務
 - 三 身体障害者の福祉に関する事務
 - 四 生活保護に関する事務
 - 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
 - 五の二 社会福祉事業に関する事務
 - 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
 - 六 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事務
 - 六の二 老人福祉に関する事務
 - 七 母子保健に関する事務
 - 七の二 介護保険に関する事務
 - 八 障害者の自立支援に関する事務
 - 九 食品衛生に関する事務
 - 十 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
 - 十一 結核の予防に関する事務
 - 十二 土地区画整理事業に関する事務
 - 十三 屋外広告物の規制に関する事務
- 2 (略)

(中核市の権能)

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口三十万以上の市(以下「中核市」という。)は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 (略)

◎教育公務員特例法施行令(昭和二十四年政令第六号)(抄)

(初任者研修の対象から除く者)

第二条 法第二十三条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 教諭、助教諭又は講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第八条各号及び附則第三項において同じ。)(次条及び附則第二項第二号において「教諭等」という。)として国立学校(学校教育法第二条第二項に規定する国立学校をいう。以下同じ。)、公立の学校又は私立の学校である小学校等(法第十二条第一項に規定する小学校等をいう。次条及び附則第二項第二号において同じ。)(において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、任命権者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十七条第一項に規定する県費負担教職員(以下「県費負担教職員」という。))については当該指定都市の教育委員会、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))の県費負担教職員については当該中核市の教育委員会、市(指定都市及び中核市を除く。以下この号において同じ。))町村が設置する中等教育学校(後期課程に学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。))の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。次条第三項第五号並びに第五条第二号及び第四号において同じ。))が教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、法第二十三条第一項の初任者研修を実施する必要がないと認めるもの

三・四 (略)

(十年経験者研修に係る在職期間の計算方法)

第三条 法第二十四条第一項の在職期間(以下この条において「在職期間」という。))は、国立学校、公立の学校又は私立の学校である小学校等の教諭等として在職した期間(臨時的に任用された期間を除く。))を通算した期間とする。

2 前項の規定により在職期間を計算する場合において、指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間は、当該在職期間に通算するものとする。

3 前二項の規定による在職期間のうち次に掲げる期間が引き続き一年以上あるときは、その期間の年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を当該在職期間から除算する。

一〜四 (略)

五 国立大学法人法(平成十五年法律第一百二十号)第二条第一項に規定する国立大学法人の設置する小学校等又は私立の学校である小学校等の教諭等として在職した期間について、第一号、第三号又は前号に規定する期間に準ずるものとして任命権者が認める期間

六 (略)

(十年経験者研修の対象から除く者)

第五条 次に掲げる者は、十年経験者研修の対象から除くものとする。

一 (略)

二 他の任命権者が実施する十年経験者研修を受けた者

三 (略)

四 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該者の経験の程度を勘案して十年経験者研修を実施する必要がないと認めるもの

(大学院修学休業の許可の取消事由)

第八条 法第二十八条第二項の政令で定める事由は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 大学院修学休業をしている主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師が、正当な理由なく、当該大学院修学休業の許可に係る大学(短期大学を除く。)の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらに相当する外国の大学の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席していること。

二 大学院修学休業をしている主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師が教育職員免許法第四条第二項に規定する専修免許状を取得するのに必要とする単位を当該大学院修学休業の期間内に修得することが困難となつたこと。

附則

(法附則第四条第一項の政令で指定する者)

2 法附則第四条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 教諭等として国立学校、公立の学校又は私立の学校である小学校等において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、法附則第四条第一項後段の研修を実施すべき任命権者又は都道府県の教育委員会が教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要がないと認めるもの

三 (略)

(幼稚園等の教諭等に対する十年経験者研修の特例)

- 3 第三条第三項第五号並びに第五条第二号及び第四号の規定の適用については、当分の間、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園の教諭、助教諭及び講師（以下この項において「教諭等」という。）の任命権者は、当該市町村を包括する都道府県教育委員会とし、中核市の設置する特別支援学校の幼稚部の教諭等の任命権者は、当該中核市を包括する都道府県教育委員会とする。

◎教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（抄）

※子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）による改正後の条文

(定義)

第二条 この法律において「教育公務員」とは、地方公務員のうち、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）であつて地方公共団体が設置するもの（以下「公立学校」という。）の学長、校長（園長を含む。以下同じ。）、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員をいう。

2 この法律において「教員」とは、公立学校の教授、准教授、助教、副校長（副園長を含む。以下同じ。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第二十三条第二項を除き、以下同じ。）をいう。

3～5 (略)

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、その採用の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2・3 (略)

(十年経験者研修)

第二十四条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その在職期間（公立学校以外の小学校等の教諭等としての在職期間を含む。）が十年（特別の事情がある場合には、十年を標準として任命権者が定める年数）に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて、教諭等としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「十年経験者研修」という。）を実施しなければならない。

2・3（略）

（大学院修学休業の許可の失効等）

第二十八条 大学院修学休業の許可は、当該大学院修学休業をしている主幹教諭等が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

2 任命権者は、大学院修学休業をしている主幹教諭等が当該大学院修学休業の許可に係る大学院の課程等を退学したことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、当該大学院修学休業の許可を取り消すものとする。

附 則

（幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例）

第四条 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）は、採用した日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2・3（略）

◎学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第二条（略）

② この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校を

いう。

第二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第三十四条 第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第二十四条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。

②・③ (略)

◎国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。
2～8 (略)

◎私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）（抄）

(登記の届出等)

第一条 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は私立学校法（以下「法」という。）第六十四条第四項の法人は、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 (略)

(都道府県知事を經由する申請)

第二条 法の規定に基づき文部科学大臣に対してする申請のうち、次に掲げるものは、当該都道府県知事を經由してしなければならない。

一 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人で都道府県知事を所轄庁とする私立学校、私立専修学校又は私立各種学校を設置するものがする法第三十条、第四十五条第一項(当該私立学校、私立専修学校又は私立各種学校に係る場合に限る。)、第五十条第二項、第五十二条第二項又は第六十四条第六項の規定による認可又は認定の申請

二・三 (略)

2 都道府県知事は、前項に掲げる申請を受理したときは、これにその意見を付して、速やかに、文部科学大臣に進達しなければならない。

(文部科学大臣に対する協議)

第三条 都道府県知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ、文部科学大臣に協議しなければならない。

一 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が、寄附行為の変更により、都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人となる場合における法第四十五条第一項又は法第六十四条第六項の規定による認可をするとき。

二 合併の当事者の一方又は双方が文部科学大臣を所轄庁とする学校法人であつて、その合併後存続する法人又は合併により設立する法人が都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人である場合における法第五十二条第二項(法第六十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による認可をするとき。

(学校法人及び法第六十四条第四項の法人の台帳の調製等)

第四条 都道府県知事は、文部科学省令で定める様式により、その所轄に属する学校法人及び法第六十四条第四項の法人の台帳を調製しなければならない。

2・3 (略)

(台帳等の保存)

第五条 都道府県知事は、その所轄に属する学校法人又は法第六十四条第四項の法人で解散したものの関係書類及び台帳をその解散の日から五年間保存しなければならない。

(事務の区分)

第六条 第一条、第二条第二項及び第三条から前条までの規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

◎私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

（申請）

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第五十四条第三項（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）

四 事務所の所在地

五 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定

六 理事会に関する規定

七 評議員会及び評議員に関する規定

八 資産及び会計に関する規定

九 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定

十 解散に関する規定

十一 寄附行為の変更に関する規定

十二 公告の方法

2・3 （略）

（寄附行為変更の認可等）

第四十五条 寄附行為の変更（文部科学省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散事由)

第五十条 学校法人は、次の事由によつて解散する。

- 一 理事の三分の二以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決
 - 二 寄附行為に定めた解散事由の発生
 - 三 目的たる事業の成功の不能
 - 四 学校法人又は第六十四条第四項の法人との合併
 - 五 破産手続開始の決定
 - 六 第六十二条第一項の規定による所轄庁の解散命令
- 2 前項第一号及び第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。
 - 3・4 (略)

(合併手続)

第五十二条 学校法人が合併しようとするときは、理事の三分の二以上の同意がなければならない。ただし、寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、更にその議決がなければならない。

2 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(私立専修学校等)

第六十四条 (略)

2・3 (略)

4 専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。

5 (略)

6 学校法人及び第四項の法人は、寄附行為の定めるところにより必要な寄附行為の変更をして所轄庁の認可を受けた場合には、それぞれ第四項の法人及び学校法人となることができる。

7 (略)

◎建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

（学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光）

第十九条 法第二十八条第一項（法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める建築物は、児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（以下「児童福祉施設等」という。）とする。

2 法第二十八条第一項の政令で定める居室は、次に掲げるものとする。

- 一 保育所の保育室
- 二・三 （略）

四 児童福祉施設等（保育所を除く。）の居室のうちこれらに入所し、又は通う者に対する保育、訓練、日常生活に必要な便宜の供与その他これらに類する目的のために使用されるもの

五 （略）

3 法第二十八条第一項に規定する学校等における居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合は、それぞれ次の表に掲げる割合以上でなければならない。ただし、同表の（二）から（五）までに掲げる居室で、国土交通大臣が定める基準に従い、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置が講じられているものにあつては、それぞれ同表に掲げる割合から十分の一までの範囲内において国土交通大臣が別に定める割合以上とすることができる。

居室の種類		割合
（一）	幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教室	五分の一
（二）	（略）	
（三）	（略）	
（七）	（略）	（略）

（耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物）

第百十五条の三 法別表第一（い）欄の（二）項から（四）項まで及び（六）項（法第八十七条第三項において法第二十七条の規定を準用する場合を含む。）

（）に掲げる用途に類するもので政令で定めるものは、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

- 一 (二)項の用途に類するもの 児童福祉施設等
- 二 (三)項の用途に類するもの 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場
- 三 (四)項の用途に類するもの 公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が十平方メートル以内のものを除く。）
- 四 (六)項の用途に類するもの 映画スタジオ又はテレビスタジオ

(設置)

第二百二十六条の二 法別表第一(い)欄(二)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物で延べ面積が五百平方メートルを超えるもの、階数が三以上で延べ面積が五百平方メートルを超える建築物（建築物の高さが三十一メートル以下の部分にある居室で、床面積百平方メートル以内ごとに、間仕切壁、天井面から五十センチメートル以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上に煙の流動を妨げる効力のあるもので不燃材料で造り、又は覆われたもの（以下「防煙壁」という。）によつて区画されたものを除く。）、第百十六条の二第一項第二号に該当する窓その他の開口部を有しない居室又は延べ面積が千平方メートルを超える建築物の居室で、その床面積が二百平方メートルを超えるもの（建築物の高さが三十一メートル以下の部分にある居室で、床面積百平方メートル以内ごとに防煙壁で区画されたものを除く。）には、排煙設備を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。

- 一 (略)
 - 二 学校、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場（以下「学校等」という。）
 - 三 五 (略)
- 2 (略)

◎建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

(居室の採光及び換気)

第二十八条 住宅、学校、病院、診療所、寄宿舎、下宿その他これらに類する建築物で政令で定めるものの居室（居住のための居室、学校の教室、病院の病室その他これらに類するものとして政令で定めるものに限る。）には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、住宅にあつては七分の一以上、その他の建築物にあつては五分の一から十分の一までの間において政令で定める割合以上としなければならない。ただし、地階若しくは地下工作物内に設ける居室その他これらに類する居室又は温湿度調整を必要とする作

業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室については、この限りでない。
2～4 (略)

別表第一

<p>(い)</p>	<p>(ろ)</p>	<p>(は)</p>	<p>(に)</p>
<p>用途</p>	<p>(い) 欄の用途に供する階</p>	<p>(い) 欄の用途に供する部分 (一) 項の場合にあつては客席、(五) 項の場合にあつては三階以上の部分に限る。) の床面積の合計</p>	<p>(い) 欄の用途に供する部分 (二) 項及び (四) 項の場合にあつては二階の部分に限り、かつ病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。) の床面積の合計</p>
<p>(二) 病院、診療所 (患者の収容施設があるものに限る。) ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの</p>	<p>三階以上の階</p>		<p>三百平方メートル以上</p>
<p>(三) 学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの</p>	<p>三階以上の階</p>		<p>二千平方メートル以上</p>
<p>(四) 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、</p>	<p>三階以上の階</p>	<p>三千平方メートル以上</p>	<p>五百平方メートル以上</p>

	遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの		
(六)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	百五十平方メートル以上

◎国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）（抄）

第一条（略）

2 各省各庁の長は、法第二条第二項第六号の規定により普通財産を無償で貸し付ける場合には、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる期間の範囲内において当該貸付けを行うものとする。

一 次条第七項第一号に掲げる区域にある法第二条第二項第六号に規定する施設（以下「義務教育等諸学校施設」という。） 次条第七項第一号の告示があつた日の属する年度の末日の翌日から五年間

二 次条第七項第二号又は第三号に掲げる区域にある義務教育等諸学校施設 国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十七号。以下「昭和四十八年改正法」という。）の施行の日（同日後において同項第二号の規定に該当することとなる市町村の区域にある義務教育等諸学校施設にあつては、その該当することとなつた日）から平成三十三年三月三十一日（同日以前において同項第二号の規定に該当しないこととなる市町村の区域にある義務教育等諸学校施設にあつては、その該当しないこととなつた日の前日）までの間

第二条（略）

2～6（略）

7 法第二条第二項第六号に規定する政令で定める地域は、次に掲げる地域とする。

一 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第三条第一項の特定地方公共団体（以下「激甚災害を受けた地方公共団体」という。）として告示された地方公共団体の区域

二 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の規定の適用を受けている市町村の区域

三 東京都小笠原村の区域

8 前項第一号の場合において、当該告示をされた地方公共団体が都道府県であるときは、当該都道府県が設置する義務教育等諸学校施設について
法第二条第二項第六号の規定を適用する場合に限り、当該都道府県を激甚災害を受けた地方公共団体とする。

◎国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）（抄）

※子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）による改正後の条文

（無償貸付）

第二条（略）

2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。

一（略）

七 地方公共団体において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）

又は特別支援学校の施設（学校給食の実施に必要な施設を含む。）で、災害による著しい被害、児童又は生徒の急増その他の特別の事由がある地域として政令で定める地域にあるものの用に供するとき。

3（略）

◎日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行令（昭和二十八年政令第三百五十五号）（抄）

第一条 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校教育の事業

二・三（略）

第六条 法第一条第一項第三号の政令で定める行為は、学校教育施設又は病院若しくは診療所の近傍において行われる航空機又は機甲車両その他重車両のひん繁な使用及び射撃、砲撃、爆撃その他火薬類を使用する行為のひん繁な実施であつて、これらの行為により生ずる音響の強度及びひん度が学校教育施設並びに病院及び診療所についてそれぞれ防衛大臣の定める限度をこえるものとする。

◎日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）（抄）

（損失の補償）

第一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国軍隊又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基き日本国内にある国際連合の軍隊（以下「アメリカ合衆国軍隊等」と総称する。）の左に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業又は政令で定めるその他の事業を営んでいた者がその事業の経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を補償する。

- 一・二 （略）
- 三 その他政令で定める行為

◎国有林野の管理経営に関する法律施行令（昭和二十九年政令第百二十一号）（抄）

（公用、公共用施設等）

第五条 法第八条の二第一項第五号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 （略）
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校の施設
- 三・四 （略）
- 五 防波堤、岸壁、さん橋等の臨港施設
- 六 地方公共団体の設置する避難小屋、展望台その他の公衆の福祉及び厚生のための施設

◎国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）（抄）

(無償貸付け等)

第八条の二 農林水産大臣は、国有林野を次に掲げる施設の用に供するため、地方公共団体、水害予防組合、水害予防組合連合、土地改良区、土地改良区連合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会及び水産業協同組合に対し貸し付け、又は使用せるときは、政令の定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を、無償とし、又は時価よりも低く定めることができる。

一〇四 (略)

五 その他公用、公共用又は公益事業の用に供する施設で政令で定めるもの

2 (略)

◎地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百二十一号)(抄)

(指導主事)

第四条 教育委員会は、法第十九条第四項後段の規定により指導主事に大学以外の公立学校(地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。)の教員(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第二項に規定する教員をいう。以下同じ。)をもつて充てようとする場合において、当該教員が他の教育委員会の任命に係る者であるときは、当該任命権者の同意を得なければならない。

2 (略)

◎地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)(抄)

(指導主事その他の職員)

第十九条 都道府県に置かれる教育委員会(以下「都道府県委員会」という。)の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。

2・3 (略)

4 指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、大学以外の公立学校(地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。)の教員(教育公務員特例法(昭和二

十四年法律第一号) 第二条第二項に規定する教員をいう。以下同じ。) をもつて充てることができる。

◎旅館業法施行令(昭和三十三年政令第五百五十二号) (抄)

(構造設備の基準)

第一条 旅館業法(以下「法」という。) 第二条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一(九) (略)

十 当該施設の設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設(以下「学校等」という。)の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。)の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見とおすことを遮ることができ設備を有すること。

十一 (略)

2 法第三条第二項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一(五) (略)

六 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。

七・八 (略)

九 当該施設の設置場所が学校等の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見とおすことをさえぎることができる設備を有すること。

十 (略)

3・4 (略)

◎旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号) (抄)

※子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)による改正後の条文

第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けなければならぬ。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一 この法律又はこの法律に基く処分違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

二 第八条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して三年を経過していない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲におおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、以下単に「学校」という。）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（以下単に「児童福祉施設」という。）

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの

4～6 （略）

◎公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）（抄）

（療養及び療養費の支給）

第三条 前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

2 地方公共団体は、その経営する医療機関若しくは薬局又は教育委員会（大学の学校医に関しては、地方公共団体の長とする。以下同じ。）があらかじめ指定する医療機関若しくは薬局において、前項第一号から第五号までの療養を行うものとする。

◎公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四百十三号）（抄）

（補償の種類）

第三条 この法律により地方公共団体が行う学校医等の公務上の災害に対する補償（以下「補償」という。）の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 療養補償（学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合における必要な療養の実施又は必要な療養の費用の支給）
- 二 休業補償（次号に掲げる傷病補償を行う場合を除き、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときに行う補償）
- 三 傷病補償（学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、治つていない場合において存する障害に対する補償）
- 四 障害補償（学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、治つた場合においてなお存する障害に対する補償）
- 五 介護補償（学校医等が傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害により必要な介護を受けている場合における補償）
- 六 遺族補償（学校医等が公務上死亡した場合におけるその遺族に対する補償）
- 七 葬祭補償（学校医等が公務上死亡した場合における葬祭を行う者に対する補償）

（補償の範囲、金額、支給方法等）

2 第四条 前条各号の補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。
（略）

◎駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）（抄）

（自動車の出口及び入口に関する技術的基準）

第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）に関するものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。

イ・ロ （略）

ハ 幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。）

ニ〜ヘ （略）

二〜五 （略）

2〜4 （略）

◎駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）（抄）

（構造及び設備の基準）

第十一条 路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。

◎住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第百二十八号）（抄）

（地区施設）

第二条 法第二条第七項に規定する政令で定める施設は、保育所、授産所、隣保館及び管理事務所とする。

◎住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2と6（略）

7 この法律において「地区施設」とは、児童遊園、共同浴場、集会所、共同作業場その他改良地区内に建設される住宅の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設で政令で定めるものをいう。

8（略）

◎道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（抄）

（通学通園バス）

第二十六条の三 法第七十一条第二号の三の政令で定める自動車は、車両の保安基準に関する規定で定めるところにより、専ら小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園又は保育所（次項において「小学校等」という。）に通う児童、生徒又は幼児の運送を目的とする自動車である旨を表示しているものをいう。

2（略）

◎道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄）

（運転者の遵守事項）

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一と二の二（略）

二の三 児童、幼児等の乗降のため、政令で定めるところにより停車している通学通園バス（専ら小学校、幼稚園等に通う児童、幼児等を運送するために使用する自動車）で政令で定めるものをいう。）の側方を通過するときは、徐行して安全を確認すること。

三〇六 (略)

◎障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号) (抄)

附則

2 法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十八条第一項に規定する政令で定める機関(以下「除外率設定機関」という。)は、国及び地方公共団体の機関のうち、基準日現在において職員(当該機関(当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。))に常時勤務する職員であつて、別表第一に定める職員以外のものに限る。以下同じ。)の総数に対する別表第三に定める職員の総数の割合(以下「基準割合」という。)が百分の二十五以上であるものとする。

別表第三 (附則第二項関係)

一〇四 (略)

五 幼稚園、小学校、特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行うものを除く。)及び幼保連携型認定こども園の教育職員

六 児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く。)において児童の介護、教護又は養育を職務とする者

七〇四 (略)

◎障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号) (抄)

(雇用に関する国及び地方公共団体の義務)

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者(委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。)は、職員(当該機関(当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。))に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。)の採用について、当該機関に勤務する身体障害者又は知的障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)未満である場合には、身体障害者又は知的障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

2・5 (略)

附則

(雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に関する経過措置)

第三条 第三十八条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「当該機関の職員の総数」とあるのは、「当該機関の職員の総数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種の職員が相当の割合を占める機関として政令で定める機関(以下「除外率設定機関」という。)にあつては、当該除外率設定機関の職員の総数から、当該除外率設定機関における職員の総数に当該除外率設定機関に係る除外率(九十五パーセント以内において政令で定める率をいう。)を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)を控除した数」とする。

2・3 (略)

◎辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第三百一号) (抄)

(法第二条第二項第六号の施設)

第二条 法第二条第二項第六号に掲げる政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 一六 (略)

七 保育所及び児童館

八 一七 (略)

◎辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「公共的施設」とは、次に掲げる施設で、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため最低限度必要なものをいう。

- 一 電灯用電気供給施設
- 二 道路及び渡船施設
- 三 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車、渡船施設又は寄宿舎
- 四 診療施設
- 五 飲用水供給施設
- 六 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

◎交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百三号）（抄）

（法第六条第三項の政令で定める通学路）

第四条 法第六条第三項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。

- 一 児童又は幼児が小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間
- 二 （略）

◎交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 （略）

3 この法律において「交通安全施設等整備事業」とは、前条の目的を達成するため、この法律で定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。ただし、第二号に掲げる事業にあつては道路の改築（同号イに規定する道路の改築を除く。）に伴って行われるものを除く。

一 （略）

二 道路管理者が行う次に掲げる事業

イ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の設置に関する事業又は特に交通の安全を確保する必要がある小区間について応急措置として行う歩

道若しくは自転車道の設置その他の道路の改築で政令で定めるものに関する事業

ロ 道路標識、さく、街灯その他政令で定める道路の附属物で安全な交通を確保するためのもの又は区画線の設置に関する事業

(特定交通安全施設等整備事業の実施計画)

第五条 前条の場合において、都道府県公安委員会及び道路管理者は、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、協議により重点計画の計画期間における特定交通安全施設等整備事業の実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、それぞれ国家公安委員会又は国土交通大臣に提出することができる。

2・3 (略)

(費用の負担又は補助の特例)

第六条 (略)

2 (略)

3 国は、道路管理者が都道府県道及び市町村道について実施する特定交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第二号に掲げる事業及び同号に掲げる事業で政令で定めるもの（前条第一項の規定により提出された実施計画に係るものに限る。）に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一（道路管理者が政令で定める通学路に該当する市町村道について実施する同号に掲げる事業に要する費用については、その十分の五・五）をその費用を負担する地方公共団体に対して補助する。

◎公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）

(学校等の騒音防止工事の対象となる施設)

第四条 法第五条第三号の政令で定める施設は、次の施設とする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十二条に規定する障害児入所施設又は同法第四十条に規定する児童発達支援センター

二 (略)

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就

労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

四 児童福祉法第三十七条に規定する乳児院

五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所で、国土交通大臣が定める人数以上の患者の収容施設を有するもの

六 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム

（告示）

第十七条 第二条及び第四条第五号の規定による国土交通大臣の定め並びに第五条、法第八条の二、法第九条第一項及び法第九条の二第一項の規定による国土交通大臣の指定は、告示によつて行う。

◎公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第一百十号）（抄）

（学校等の騒音防止工事の助成）

第五条 特定飛行場の設置者は、地方公共団体その他の者が当該飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次の施設について必要な工事を行なうときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校

二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院

三 前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの

◎都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）（抄）

（特定工作物）

第一条 都市計画法（以下「法」という。）第四条第十一項の周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三（略）

2 法第四條第十一項の大規模な工作物で政令で定めるものは、次に掲げるもので、その規模が一ヘクタール以上のものとする。

一 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設である工作物（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）の施設に該当するもの、港湾法第二条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設に該当するもの、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園に該当するもの及び自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二条第六号に規定する公園事業又は同条第四号に規定する都道府県立自然公園のこれに相当する事業により建設される施設に該当するものを除く。）

二（略）

（適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物）

第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一（二十五）（略）

二十六 国、都道府県等（法第三十四条の二第一項に規定する都道府県等をいう。）、市町村（指定都市等及び事務処理市町村を除き、特別区を含む。以下この号において同じ。）又は市町村がその組織に加わっている一部事務組合若しくは広域連合が設置する研究所、試験所その他の直接その事務又は事業の用に供する建築物で次に掲げる建築物以外のもの

イ 学校教育法第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の用に供する施設である建築物

ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）による更生保護事業の用に供する施設である建築物

ハ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所の用に供する施設である建築物

ニ 多数の者の利用に供する庁舎（主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供するものを除く。）で国土交通省令で定めるもの

ホ 宿舍（職務上常駐を必要とする職員のためのものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるものを除く。）

二十六（三十）（略）

◎都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）

(定義)

第四条 (略)

2～10 (略)

11 この法律において「特定工作物」とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるものの(以下「第一種特定工作物」という。)又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの(以下「第二種特定工作物」という。)をいう。

12～16 (略)

(開発行為の許可)

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

一・二 (略)

三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

四～十一 (略)

2・3 (略)

◎社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2～4 (略)

◎更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「更生保護事業」とは、継続保護事業、一時保護事業及び連絡助成事業をいう。
2～7 （略）

◎建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）（抄）

（特定建築物）

第一条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める建築物は、次の各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が三千平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ面積が八千平方メートル以上のものとする。

一・二 （略）

三 学校教育法第一条に規定する学校以外の学校（研修所を含む。）

四 （略）

◎建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第二条第一号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 （略）

◎沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六号）

（独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する特例）

第二十七条 沖繩県に所在する義務教育諸学校、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校及び幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の児童、生徒、学生及び幼児並びに保育所の児童についての災害共済給付に係る共済掛金の額については、当分の間、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第十七条第一項（同法 附則第八条第二項において準用する場合を含む。）中「政令で定める額」とあるのは、「政令で定める額を超えない範囲内で文部科学大臣が別に定める額」とする。

◎水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）（抄）

（法第五条第一号の政令で定める事業）

第二条 法第五条第一号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 八 （略）

九 保育所、児童館又は児童遊園の整備に関する事業

十 十六 （略）

◎水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第一百十八号）（抄）

（水源地域整備計画の内容）

第五条 水源地域整備計画は、水源地域ごとに、次の各号に掲げる水源地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事業（指定ダム等の建設に伴う損失の補償として実施される事業を除く。）で当該水源地域内において実施するものの概要及び経費の概算について定めるものとする。ただし、特に必要があると認められるときは、これらの事業で当該水源地域外において実施するものについて定めることができる。

一 指定ダムに係る水源地域 土地改良事業、治山事業、治水事業、道路、簡易水道、下水道、義務教育施設又は診療所の整備に関する事業その

他政令で定める事業のうち、当該水源地域の基礎条件の著しい変化による影響を緩和し、又はダム貯水池の水質の汚濁を防止するため必要と認められる事業

二 (略)

◎防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）（抄）

（防音工事の対象となる施設）

第七条 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一・二 (略)

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十二条に規定する障害児入所施設、同法第四十

三条に規定する児童発達支援センター又は同法第四十四条に規定する児童自立支援施設

四〇九 (略)

（民生安定施設の範囲及び補助の割合等）

第十二条 法第八条の規定による補助に係る施設は、次の表の第二欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合又は同表の第三欄に掲げる額とする。

項	補助に係る施設	補助の割合又は額
(略)	(略)	(略)
十三	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校の施設を除く。）	防衛大臣が定める額
(略)	(略)	(略)

◎防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）（抄）

（障害防止工事の助成）

第三条（略）

2 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防
止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において
、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校

二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助
産所

三 前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの

（民生安定施設の助成）

第八条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、
その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対
し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

◎職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第九条第四号及び第七号の人事委員会又は公平委員会を定める政令（昭和五十三年政令第三百二十
四号）（抄）

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第九条第四号及び第七号の政令で定める人事委員会又は公平委員会は、次に掲げる人事委員会又
は公平委員会とする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第一項の職員（以下「非現業の一般職の地方公務員」という。）で、都道府県
に属するものを構成員としている地方公務員職員団体及び混合連合団体にあつては、その主たる事務所の所在地の属する都道府県（当該都道府
県の非現業の一般職の地方公務員を構成員としていないときは、構成員である非現業の一般職の地方公務員の数が最も多い都道府県）の人事委
員会

二 前号の地方公務員職員団体及び混合連合団体以外の地方公務員職員団体及び混合連合団体で、公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する公立学校をいう。以下同じ。）の非現業の一般職の地方公務員のみを構成員としているもの（一の地方公共団体の公立学校の非現業の一般職の地方公務員のみを構成員としているものを除く。）にあつては、その主たる事務所の所在地の属する都道府県（当該都道府県内の公立学校の非現業の一般職の地方公務員を構成員としていないときは、都道府県の区域別の構成員の数が最も多い都道府県）の人事委員会

三 前二号の地方公務員職員団体及び混合連合団体以外の地方公務員職員団体及び混合連合団体にあつては、その主たる事務所の所在地の属する市町村又は特別区（当該市町村又は特別区の非現業の一般職の地方公務員を構成員としていないときは、構成員である非現業の一般職の地方公務員の数最も多い地方公共団体）の人事委員会又は公平委員会

◎職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）（抄）

（認証機関）

第九条 この法律における認証機関は、次の各号に掲げる職員団体等の区分に応じ、当該各号に掲げる機関とする。

- 一 一般職の国家公務員が組織する国家公務員職員団体 人事院
- 二 裁判所職員が組織する国家公務員職員団体 最高裁判所
- 三 一の地方公共団体に属する非現業の一般職の地方公務員が組織する地方公務員職員団体 当該地方公共団体の人事委員会又は公平委員会
- 四 前号の地方公務員職員団体以外の地方公務員職員団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会
- 五 一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数の合計数が非現業の一般職の地方公務員の数以上である混合連合団体で、一般職の国家公務員の数が裁判所職員の数以上であるもの及び全国的な組織を有する混合連合団体で、これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員職員団体を含むもの（次号の混合連合団体を除く。） 人事院
- 六 一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数の合計数が非現業の一般職の地方公務員の数以上である混合連合団体で、裁判所職員の数が一般職の国家公務員の数を超えるもの及び全国的な組織を有する混合連合団体で、これを直接又は間接に構成する団体に裁判所職員が組織する国家公務員職員団体を含むもの（これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員職員団体を含み、かつ、一般職の国家公務員の数が裁判所職員の数以上であるものを除く。） 最高裁判所
- 七 前二号の混合連合団体以外の混合連合団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会

◎地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

（職員団体）

第五十二条 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。
2～5 （略）

◎特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）（抄）

第六条 法第五条第一項第四号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する乳児院、保育所、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害
児短期治療施設又は児童自立支援施設

二～五 （略）

◎特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）（抄）

（航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区内における建築の制限等）

第五条 航空機騒音障害防止地区（航空機騒音障害防止特別地区を除く。）内において次に掲げる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一
号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築（同条第十三号に規定する建築をいう。以下同じ。）をしようとする場合におい
ては、当該建築物は、政令で定めるところにより、防音上有効な構造としなければならない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校

二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院

三 住宅

四 前三号に掲げる建築物に類する建築物で政令で定めるもの

2～5 （略）

◎国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）（抄）

（定義）

第二条 この政令において「住居」とは、同一の場所に継続的に起居した期間及び継続的に起居しようとする期間を通算した期間が三月以上にわたる者についてはその場所をいい、三月に満たない者についてはその者の現にある場所をいう。ただし、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める場所をその者の住居とみなす。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊しているもの その宿泊している施設
- 二 〇五（略）
- 三 〇七（略）

◎保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（抄）

（保険業の定義から除外されるもの）

第一条の三 法第二条第一項第二号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 〇五（略）
- 六 一の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。第八号において同じ。）がその児童又は幼児を相手方として行うもの
- 七 〇九（略）

◎保険業法（平成七年法律第五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「保険業」とは、人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を收受する保険、一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を收受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるもの引受けを行う事業（次に掲げるものを除く。）をいう。

一 （略）

二 次に掲げるもの

イ 地方公共団体がその住民を相手方として行うもの

ロ 一の会社等（会社（外国会社を含む。以下この号において同じ。）その他の事業者（政令で定める者を除く。）をいう。）又はその役員若しくは使用人（役員又は使用人であつた者を含む。以下この号において同じ。）が構成する団体がその役員若しくは使用人又はこれらの者の親族（政令で定める者に限る。以下この号において同じ。）を相手方として行うもの

ハ 一の労働組合がその組合員（組合員であつた者を含む。）又はその親族を相手方として行うもの

ニ 会社が同一の会社の集団（一の会社及び当該会社の子会社の集団をいう。）に属する他の会社を相手方として行うもの

ホ 一の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）又はその学生が構成する団体がその学生又は生徒を相手方として行うもの

ヘ 一の地縁による団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体であつて、同条第二項各号に掲げる要件に該当するものをいう。）がその構成員を相手方として行うもの

ト イからへまでに掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの

三 （略）

2 42 （略）

◎建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）（抄）

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第六条 （略）

一 十八 （略）

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
- 三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
- 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 (略)

(所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 一七 (略)
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 九十六 (略)
- 十 幼稚園又は小学校等
- 十一 十八・十九 (略)
- 十二 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
 - 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 (略)

附 則

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 (略)

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。） 階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計五千平方メートル

ニ 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

ヘ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 (略)

2 (略)

◎建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）（抄）

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの

二・三 (略)

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
 - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 5 (略)

附則

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
 - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 6 (略)

◎過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）（抄）

(国の負担又は補助の割合の特例に係る交付金等)

第五条 法第十条第二項に規定する政令で定める交付金は、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第十一条第一項に規定する交付金とする。

2 (略)

◎過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）（抄）

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第十条（略）

2 国は、市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

◎次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）（抄）

（市町村及び都道府県に対する交付金の交付等）

第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2（略）

◎中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）（抄）

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるところとする。

初等中等教育分科会

一 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援特別支援学校における教育をいう。

次号において同じ。）の振興に関する重要事項を調査審議すること（生涯学習分科会及びスポーツ・青少年分科会の所

掌に属するものを除く。)

二〇五 (略)

2〇6 (略)

◎国家行政組織法(平成二十三年法律第二十号) (抄)

(内部部局)

第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2〇8 (略)

(審議会等)

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

(施設等機関)

第八条の二 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設(これらに類する機関及び施設を含む。)、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

◎沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第百二号) (抄)

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第三十二条 法第百五条第一項に規定する政令で定める事業は、別表第一に掲げる事業とし、同項に規定する政令で定める割合は、当該事業につきそれぞれ同表に掲げる割合とする。この場合において、これらの事業のうち別表第二に掲げるもの(沖縄県が行うものを除く。)に要する経費に係る沖縄県の負担又は補助の割合は、それぞれ同表に掲げる割合とする。

(国有財産の譲与等)

第三十六条 国は、関係地方公共団体において普通財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第三項に規定する普通財産をいう。以下この条において同じ。）を、学校教育法第一条に規定する小学校（当該小学校の施設と同条に規定する幼稚園の施設とが同一の敷地に設けられる場合における当該幼稚園を含む。）、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）、又は特別支援学校の施設で法第四条第一項に規定する沖縄振興計画に係るものうち、内閣総理大臣が指定する施設の用に供しようとする場合には、当該関係地方公共団体に対して、当該普通財産を無償で譲渡し、又は貸し付けることができる。ただし、関係地方公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、これを行うことができない。

2 内閣総理大臣は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通財産を所管する国有財産法第四条第二項に規定する各省各庁の長及び文部科学大臣と協議しなければならない。

別表第一

項	事業の区分		国庫の負担割合又は補助の割合
	十八 児 福 祉 施 施	十八 児 福 祉 施 施	
(一) (二) (三) (略)	児童福祉法第七条 第福祉施設の整備		
	(一) 助産施設、母子生活支援施設及び保育所に係るもの	(二) 乳児院及び障害児入所施設（主として知的障害のある児童を入所させるものに限る。）に係るもの	十分の七・五
	(三) 障害児入所施設（主として重症心身障害児（児童福祉法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させるものに限る。）に係るもの		十分の八

(十九) (二十七) (略)

備考 二の項における国庫の負担又は補助の割合は、当該土地改良事業に要する費用の額（当該土地改良事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合には、当該消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、当該土地改良事業につき土地改良法第九十条第二項の省令で定める者がある場合において、その一部につき農林水産大臣が特に必要があると認めて指定したときは、その指定に係る者の受ける利益を限度として農林水産大臣が定める額（国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）を除く。）に対する割合とする。

別表第二

項	事業の区分			沖縄県の負担割合 又は補助の割合
一	児童福祉施設 児童福祉法第七 条第一項に規定 する児童福祉施 設の整備			
	(一) 助産施設、母子生活支援施設及び保育所に係るもの	(二) 乳児院及び障害児入所施設（主として知的障害のある児童を入所させるものに限る。）に係るもの	(三) 障害児入所施設（主として重症心身障害児（児童福祉法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させるものに限る。）に係るもの	十分の一・二五
(二～四は略)				十分の一

別表第三

--

項		事業の区分	交付金
(一～三は略)			
四	児童福祉施設	児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち助産施設、乳児院、母子生活支援施設及び保育所の整備	次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第十一条第一項に規定する交付金
(五～六は略)			

◎沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

（沖繩振興計画）

第四条 沖繩県知事は、基本方針に基づき、沖繩振興計画を定めるよう努めるものとする。

2～9 （略）

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第二百五条 沖繩振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費について国が負担し、又は補助する割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とする。この場合において、当該事業に要する経費に係る地方公共団体その他の者の負担又は補助の割合については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

2 国は、沖繩振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

3 国は、前二項に規定する事業のほか、沖繩振興計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

4・5 （略）

6 国は、海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第二条第一項に規定する海岸保全施設の施設又は改良に関する工事で公共土木施設災害復旧事業費
国庫負担法第二条第二項に規定する災害復旧事業（同条第三項において災害復旧事業とみなされるものを含む。）と合併して施行する必要がある
ものに要する経費については、政令で定めるところにより、その十分の六以内を負担するものとする。

7 （略）

8 沖繩における農用地の保全又は利用上必要な施設の災害復旧で国が行うものにつき土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十条第一
項の規定により沖繩県に負担させる負担金の額は、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の額の百分の十に相当する額以内の額（以
下この項において「負担額」という。）とする。ただし、当該事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額
が含まれる場合その他の政令で定める場合にあつては、負担額に当該消費税及び地方消費税に相当する額その他の政令で定める額を加えた額とす
る。

◎国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）

（国有財産の分類及び種類）

第三条 国有財産は、行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産とは、次に掲げる種類の財産をいう。

- 一 公用財産 国において国の事務、事業又はその職員（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第十七号）第二条第二号の職員をいう。）の
住居の用に供し、又は供するものと決定したもの
 - 二 公共用財産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの
 - 三 皇室用財産 国において皇室の用に供し、又は供するものと決定したもの
 - 四 森林経営用財産 国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定したもの
- 3 普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいう。

（総括、所管換及び所属替の意義）

第四条 （略）

2 この法律において「国有財産の所管換」とは、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長（以下「
各省各庁の長」という。）の間において、国有財産の所管を移すことをいう。

◎独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成十五年政令第三百六十九号)(抄)

(給付金の支払の請求及びその支払)

第四条 災害共済給付の給付金の支払の請求は、災害共済給付契約に係る学校の設置者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害共済給付契約に係る児童生徒等の保護者(法第十五条第一項第七号に規定する保護者をいう。以下同じ。)又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあつては当該生徒若しくは学生は、自ら前項の請求をすることができる。この場合において、当該請求は、当該災害共済給付契約に係る学校の設置者を経由して行うものとする。

3 同一の負傷又は疾病に係る医療費の支給についての支払の請求は、一月ごとに行うものとする。

4 センターは、第一項又は第二項の規定による給付金の支払の請求があつたときは、当該請求の内容が適正であるかどうかを審査して、前条に規定するところにより、その支払額を決定するものとする。

5 センターは、前項の規定により支払額を決定したときは、速やかに、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者を通じて、当該各号に定める児童生徒等の保護者又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあつては当該生徒若しくは学生に対し、給付金の支払を行うものとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該国立学校の校長
- 二 公立の学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会
- 三 私立の学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校を設置する学校法人の理事長(学校法人以外の者が設置する学校にあつては、当該学校の設置者が団体であるものについては当該団体の代表者、当該学校の設置者が団体でないものについては当該設置者)

(共済掛金の額)

第七条 法第十七条第一項の政令で定める額は、各年度につき、児童生徒等一人当たり、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一(三) (略)

四 幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。以下同じ。) 二百七十円

(学校の設置者が保護者から徴収する額の範囲)

第十条 法第十七条第四項の政令で定める範囲は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める範囲とする。

- 一 義務教育諸学校 十分の四から十分の六まで
- 二 高等学校、高等専門学校及び幼稚園 十分の六から十分の九まで

(災害共済給付に係る国の補助)

第十六条 法第二十九条第一項の規定による災害共済給付に要する経費に係る国の補助は、第五条第二項第一号及び第二号に掲げる場合に係る災害共済給付に要する経費として次の各号に掲げる学校の区分ごとに文部科学大臣が定める額(以下この条において「補助対象災害共済給付経費」という。)について行うものとし、当該補助の額は、当該学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 (略)
- 二 高等学校、高等専門学校及び幼稚園 補助対象災害共済給付経費のうち文部科学大臣の定める額

(学校の設置者が地方公共団体又は国である場合の事務処理)

第十九条 学校の設置者が地方公共団体である場合におけるこの政令に基づいて学校の設置者が処理すべき事務は、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとする。

2 学校の設置者が国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構である場合における第二条第一項並びに第四条第一項及び第二項の規定に基づいて学校の設置者が処理すべき事務は、当該学校の校長が処理するものとする。

附 則

(保育所の災害共済給付)

第五条 法附則第八条第二項において準用する法第十七条第一項の政令で定める額は、各年度につき、保育所の児童一人当たり三百五十円とする。

ただし、要保護児童(生活保護法による保護を受けている世帯に属する保育所の児童をいう。)については、一人当たり四十円とする。

2 (略)

3 法附則第八条第一項に規定する保育所の災害共済給付については、前二項に規定するもののほか、第二章(第二条、第五条第二項、第七条、第十条及び第十二条を除く。)、第十九条及び附則第一条の二の規定を準用する。この場合において、第三条第一項第二号中「第五条第二項第四号に掲げる場合(これに準ずる場合として同項第五号の文部科学省令で定める場合を含む。次号において同じ。)」とあるのは「附則第五条第四項

第二号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第三号の文部科学大臣が定める場合を含む。次号において同じ。）と、同項第三号中「同条第二項第四号」とあるのは「附則第五条第四項第二号」と、「同条第一項第五号」とあるのは「第五条第一項第五号」と、同条第六項中「生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校（法第十八条に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。）の児童及び生徒（以下「要保護児童生徒」という。）」とあるのは「附則第五条第一項に規定する要保護児童」と、第五条第一項第一号、第二号及び第四号中「学校の管理下」とあるのは「保育所の管理下」と、第十九条第一項中「教育委員会」とあるのは「長」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により読み替えて準用する第五条第一項第一号、第二号及び第四号において「保育所の管理下」とは、次に掲げる場合をいう。

- 一 （略）
- 二 児童が通常の経路及び方法により保育所に通い、又は保育所から帰宅する場合
- 三 （略）

◎独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）（抄）

※子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）による改正後の条文

（業務の範囲）

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 その設置するスポーツ施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用してスポーツの振興のため必要な業務を行うこと。
- 二 スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。）が行う次に掲げる活動に対し資金の支給その他の援助を行うこと。
 - イ スポーツに関する競技水準の向上を図るため計画的かつ継続的に行う合宿その他の活動
 - ロ 国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の開催
 - 三 優秀なスポーツの選手若しくは指導者が行う競技技術の向上を図るための活動又は優秀なスポーツの選手が受ける職業若しくは实际生活に必要な能力を育成するための教育に対し資金の支給その他の援助を行うこと。
 - 四 国際的に卓越したスポーツの活動を行う計画を有する者が行うその活動に対し資金の支給その他の援助を行うこと。
 - 五 投票法に規定する業務を行うこと。

六 スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する業務、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務その他のスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務を行うこと。

七 学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）につき、当該児童生徒等の保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の政令で定める者を含む。以下同じ。）又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあつては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。）を行うこと。

八 スポーツ及び学校安全（学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下この号において同じ。）における安全教育及び安全管理をいう。）その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。

九 前号に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他普及の事業を行うこと。

十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 (略)

(共済掛金)

第十七条 災害共済給付に係る共済掛金の額は、政令で定める額とする。

25 (略)

(国の補助)

第二十九条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、災害共済給付に要する経費の一部をセンターに対して補助することができる。

2 (略)

一・二 (略)

附則

(保育所等の災害共済給付)

第八条 センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、保育所等（保育所（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園であつて

児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。）の管理下における同法第四条に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

◎地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）

（他の法令の準用）

第十三条 次の法令の規定については、地方独立行政法人（第十九号及び第二十四号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあっては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。

一〇二十四（略）

2（略）

3 次の法令の規定については、地方独立行政法人を市町村とみなして、これらの規定を準用する。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条第三項、第四項、第六項及び第七項
二〇四（略）

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第八十三条第三項及び第八十六条第一項

六 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第二十八条

七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の七

4・5（略）

◎公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（抄）

※再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百七十八号）による改正後の条文

公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇四百三十二（略）

四百三十三 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）

四百三十四 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）
四百三十五～四百三十八 （略）

◎公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「公益通報」とは、労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先（次のいずれかに掲げる事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者（以下「労務提供先等」という。）、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分にあたらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けおそれがある者を含み、当該労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号において同じ。）に通報することをいう。

- 一 当該労働者を自ら使用する事業者（次号に掲げる事業者を除く。）
- 二 当該労働者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四条において「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において、当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。第五条第二項において同じ。）の役務の提供を受ける事業者
- 三 前二号に掲げる事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該労働者が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者

2～4 （略）

別表（第二条関係）

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）
- 二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）

- 三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）
- 四 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）
- 五 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）
- 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）
- 七 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）
- 八 前各号に掲げるもののほか、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として政令で定めるもの

◎地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）（抄）

（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共施設）

第二条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第五項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。）、同条第六項に規定する障害児相談支援事業、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第七項に規定する一時預かり事業若しくは同条第九項に規定する家庭的保育事業の用に供する施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十条に規定する児童厚生施設又は同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター

二 〇七 （略）

- 八 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所

◎地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）（抄）

第六条 地方公共団体は、その区域について、基本方針に基づき、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する計画（以下「地域住宅計画」という。）を作成することができる。

2 地域住宅計画には、第一号から第三号までに掲げる事項を記載するものとともに、第四号に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一 地域における住宅に対する多様な需要に対応するために必要な次に掲げる事業に関する事項

イ 公的賃貸住宅等の整備に関する事業

ロ 公共公益施設の整備に関する事業

ハ その他国土交通省令で定める事業

二 前号の事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項

三 計画期間

四 地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する方針

3 5 (略)

6 地方公共団体は、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業（以下「公営住宅建替事業」という。）の施行に併せて当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに公共公益施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供する施設その他の政令で定める施設に限る。）又は公営住宅法第三十条第二項に規定する公共賃貸住宅以外の特定優良賃貸住宅若しくは登録サービス付き高齢者向け住宅を整備することが地域における住宅に対する需要に応じた公的賃貸住宅等の供給及び良好な居住環境の形成のため必要と認められる場合には、第二項第一号イに掲げる事業に関する事項に、当該公営住宅建替事業に関する事項を記載することができる。

7 9 (略)

◎公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 5 十四 (略)

十五 公営住宅建替事業 現に存する公営住宅（第七条第一項又は第八条第一項若しくは第三項の規定による国の補助を受けて建設又は買取りをしたものに限る。）を除却し、又は現に存する公営住宅及び共同施設（第七条第一項若しくは第二項又は第八条第一項若しくは第三項の規定による国の補助を受けて建設又は買取りをしたものに限る。）を除却するとともに、これらの存していた土地の全部又は一部の区域に、新たに公営住宅を建設し、又は新たに公営住宅及び共同施設を建設する事業（新たに建設する公営住宅又は新たに建設する公営住宅及び共同施設

と一体の公営住宅又は共同施設を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに整備する事業を含む。)でこの法律で定めるところに従つて行われるものをいい、これに附帯する事業を含むものとする。

十六 (略)

第三十条 事業主体は、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き三年以上入居しており、かつ、第二十八条第一項の政令で定める基準を超える収入のある場合において、必要があると認めるときは、その者が他の適当な住宅に入居することができるようにあつせんする等その者の入居している公営住宅の明渡しを容易にするように努めなければならない。この場合において、当該公営住宅の入居者が公営住宅以外の公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

2 前項の場合において、公共賃貸住宅(地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅をいう。第三十六条において同じ。)の管理者は、事業主体が行う措置に協力しなければならない。

◎統計法施行令(平成二十年政令第三百三十四号)(抄)

(地方公共団体が処理する事務)

第四条 基幹統計調査に関する事務のうち、別表第一の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第二の上欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の中欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の下欄に掲げる事務を行うこととし、別表第三の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県の教育委員会が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第四の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村長が同表の第五欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第六欄に掲げる事務を行うこととし、別表第五の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第五欄に掲げる事務を行うこととする。

2・3 (略)

基幹統計	事務の区分	都道府県の教育委員会が行う事務	市町村の教育委員会が行う事務
学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を明らかにすることを目的とする基幹統計	報告義務者に係る事務	<p>一 報告義務者（都道府県の教育委員会が選定すべきものとして文部科学省令で定めるものに限る。）の選定に関する事務</p> <p>二 調査票（都道府県の教育委員会が調査すべき学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の配布に関する事務</p> <p>三 前号に規定する調査票の取集に関する事務</p> <p>四 第二号に規定する調査票の審査及びこの項第四欄第一号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務</p>	<p>一 調査票（市町村の教育委員会が調査すべき学校として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の配布に関する事務</p> <p>二 前号に規定する調査票の取集に関する事務</p> <p>三 第一号に規定する調査票の審査に関する事務</p> <p>四 都道府県の教育委員会に対する第一号に規定する調査票の送付に関する事務</p>
調査票の集計に関する事務	その他の事務	<p>五 第二号に規定する調査票及びこの項第四欄第五号の規定による集計に係る集計表の集計に関する事務</p> <p>六 文部科学大臣、他の都道府県の教育委員会及び市町村の教育委員会との連絡に関する事務</p> <p>七 市町村の教育委員会に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>八 都道府県の区域における調査の広報に関する事務</p>	<p>五 第一号に規定する調査票の集計に関する事務</p> <p>六 都道府県の教育委員会及び他の市町村の教育委員会との連絡に関する事務</p> <p>七 市町村の区域における調査の広報に関する事務</p> <p>八 都道府県の教育委員会に対する調査に関する事務</p>

る基幹
統計

	<p>(この項第五欄第三号に規定するものを除く。))の審査並びにこの項第五欄第三号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務 五 法第十五条第一項の規定による立入検査等(学校の調査に係るものに限る。)の実施に関する事務 六 第四号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務 七 調査票(都道府県知事が作成すべきものとして文部科学省令で定めるものに限る。)の作成に関する事務</p>	<p>る事務 二 都道府県知事に対する前号に規定する調査票(学校が廃止されたときの調査に係るものに限る。)の送付に関する事務</p>	<p>三 第一号及びこの項第六欄第二号に規定する調査票の審査に関する事務 四 調査票(市町村長が作成すべきものとして文部科学省令で定めるものに限る。)の作成に関する事務 五 都道府県知事に対する第三号に規定する調査票及び前号に規定する調査票(学校が廃止されたときの調査に係るものに限る。)の送付に関する事務</p>	<p>事務 二 市町村長に対する前号に規定する調査票(学齢児童及び学齢生徒の就学の状況についての調査並びに学校が廃止されたときの調査に係るものに限る。)の送付に関する事務</p>
<p>その他 の事務</p>	<p>八 文部科学大臣、他の都道府県知事、都道府県の教育委員会及び市町村長との連絡に関する事務 九 都道府県の教育委員会及び市町村長に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務 十 都道府県の区域における調査の広報に関する事務 十一 市町村長の行う調査に関する事務の実施状況の把握に関する事務 十二 文部科学大臣に対する調査に関する事務</p>	<p>三 文部科学大臣及び都道府県知事との連絡に関する事務 四 文部科学大臣に対する第一号に規定する調査票(第二号に規定するものを除く。)の提出に関する事務</p>	<p>六 文部科学大臣、都道府県知事、他の市町村長及び市町村の教育委員会との連絡に関する事務 七 市町村の教育委員会に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務 八 市町村の区域における調査の広報に関する事務 九 都道府県知事に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p>	<p>三 文部科学大臣及び市町村長との連絡に関する事務 四 文部科学大臣に対する第一号に規定する調査票(第二号に規定するものを除く。)の提出に</p>

別表第五

生徒、学 校にお ける幼児 、児童、	基幹統計	事務の区分	都道府県知事が行う事務
	報告義務者に 関する事務	都道府県知事が選定すべきものとして文部科学省令 で定めるものに限る。の選定に関する事務	都道府県の教育委員会が 行う事務
調査票の配布	二 調査票（都道府県知事が調査すべき学校として文部科学省令で定	一 調査票（都道府県の	一 調査票（市町村の

二（略）			
（略）			
（略）	実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 十三 文部科学大臣に対する第四号及び第七号に 規定する調査票その他関係書類の提出並びに都 道府県の教育委員会に対する関係書類の送付に 関する事務 十四 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及 び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事 務	五 前各号に掲げ る事務に関する 書類の作成及び 保管その他前各 号に掲げる事務 に附帯する事務	十 文部科学大臣に対する第四号に規 定する調査票（学校が廃止されたと きの調査に係るものを除く。）の提 出に関する事務 十一 都道府県知事に対する関係書類 の送付に関する事務 十二 前各号に掲げる事務に関する書 類の作成及び保管その他前各号に掲 げる事務に附帯する事務
（略）			五 前各号に掲げ る事務に関する 書類の作成及び 保管その他前各 号に掲げる事務 に附帯する事務

計	生及び職、取集、審査員の発育等に関する事務及び健康の状態並びに健康診断の実施状況及び保健設備の状況を明らかにすることを目的とする基幹統
その他の事務	<p>めるものの調査に係るものに限る。)の配布に関する事務</p> <p>三 前号に規定する調査票の取集に関する事務</p> <p>四 第二号、この項第四欄第一号及びこの項第五欄第一号に規定する調査票の審査に関する事務</p>
<p>五 文部科学大臣、他の都道府県知事並びに都道府県及び市町村の教育委員会との連絡に関する事務</p> <p>六 都道府県及び市町村の教育委員会に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>七 都道府県の区域における調査の広報に関する事務</p> <p>八 文部科学大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>九 文部科学大臣に対する第四号に規定する調査票その他関係書類の提出に関する事務</p> <p>十 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>	<p>教育委員会が調査すべき学校の職員として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。)の作成に関する事務</p> <p>二 都道府県知事に対する前号に規定する調査票の送付に関する事務</p>
<p>三 都道府県知事との連絡に関する事務</p> <p>四 前三号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前三号に掲げる事務に附帯する事務</p>	<p>教育委員会が調査すべき学校の職員として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。)の作成に関する事務</p> <p>二 都道府県知事に対する前号に規定する調査票の送付に関する事務</p>
<p>三 都道府県知事との連絡に関する事務</p> <p>四 前三号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前三号に掲げる事務に附帯する事務</p>	<p>教育委員会が調査すべき学校の職員として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。)の作成に関する事務</p> <p>二 都道府県知事に対する前号に規定する調査票の送付に関する事務</p>

◎統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（地方公共団体が処理する事務）

第十六条 基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うことができる。

◎職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）

（局等組織）

第五条 法第百六条の三第二項第二号の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第一項に規定する官房若しくは局又は同法第八条の二に規定する施設等機関に準ずる国の部局又は機関として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 国家行政組織法第二十条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織
- 二 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織

- 三 別表第一の上欄に掲げる府省等に置かれる同表の当該府省等の項下欄に掲げるもの

別表第一

(略)	(略)
内閣府（宮内庁、公正取引委員会、警察庁及び金融庁を除く。）	内閣府設置法第十七条第一項に規定する官房 内閣府設置法第十七条第一項に規定する局 官民競争入札等監理委員会に置かれる事務局 食品安全委員会に置かれる事務局

(略)	<p>国会等移転審議会に置かれる事務局 情報公開・個人情報保護審査会に置かれる事務局 公益認定等委員会に置かれる事務局 再就職等監視委員会に置かれる事務局 消費者委員会に置かれる事務局 経済社会総合研究所 迎賓館 北方対策本部 国際平和協力本部に置かれる事務局 日本学術会議に置かれる事務局 官民人材交流センター 沖縄総合事務局 特定個人情報保護委員会に置かれる事務局 消費者庁 地方分権改革推進委員会に置かれる事務局 死因究明等推進会議に置かれる事務局</p>
(略)	

◎国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（在職中の求職の規制）

第百六条の三 職員は、利害関係企業等（営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する

情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- 一 退職手当通算予定職員（前条第四項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。）が退職手当通算法人に対して行う場合
- 二 在職する局等組織（国家行政組織法第七条第一項に規定する官房若しくは局、同法第八条の二に規定する施設等機関その他これらに準ずる国の部局若しくは機関として政令で定めるもの、これらに相当する特定独立行政法人の組織として政令で定めるもの又は都道府県警察をいう。以下同じ。）の意思決定の権限を実質的に有しない官職として政令で定めるものに就いている職員が行う場合
- 三 センターから紹介された利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関して職員が行う場合
- 四 職員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得た職員が当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合

③～⑤ （略）

◎内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

※子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）による改正後の条文

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～十八 （略）

十九 子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する事項

二十 （略）

2・3 （略）

第十一条の三 第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第二十七号の六までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命

担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

(設置)

第四十条 本府に、北方対策本部、子ども・子育て本部及び金融危機対応会議を置く。
2
3 (略)